

公益財団法人 こうべ市民福祉振興協会
令和6年度 第3回理事会 議事録

理事会の決議があったものとみなされた日 令和6年10月16日

理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者 代表理事(会長) 長田 淳

議事録作成に係る職務を行った理事 代表理事(会長) 長田 淳

理事総数 7名

監事総数 2名

(理事会の決議の目的である事項)

第1号議案 役員賠償責任保険の契約内容について

公益財団法人
こうべ市民福祉
振興協会
会長之印 令和6年10月4日、代表理事(会長)長田淳が、理事の全員及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を発し、当該提案につき令和6年10月16日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事全員から書面により異議がないとの意思表示を得たので、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第197条により準用された同法第96条(定款第34条第2項)に基づく理事会の決議の省略の方法により、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があつたものとみなされた。

以上のとおり、理事会への報告並びに決議があつたとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、本事項を提案した理事及び議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

令和6年10月16日

代表理事(会長) 長田

公益財団法人
こうべ市民福祉
振興協会
会長之印

令和6年度第3回理事会 議案書

本書は原本と相違ないことを証明する。

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会
会長 長田 淳
こうべ市民福祉振興協会
会長之印

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会

第1号議案

役員賠償責任保険の契約内容について

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第118条の3に定める、役員賠償責任保険の契約内容について下記のとおりとする。

- (1) 対象者 全ての理事、監事、評議員
- (2) 保険期間 令和6年11月1日～令和7年11月1日
- (3) 補償内容
 - ①第三者に対する損害賠償責任保険・争訟費用
 - ②初期・訴訟対応費用
 - ③先行行為補償（遡及日：昭和56年6月1日）
 - ④免責金額：なし
 - ⑤縮小支払割合：100%
- (4) 保険金額：1事故毎1億円

|参考|

令和5年11月1日～令和6年11月1日を期間とする現契約

上記案と同様の内容にて令和5年度臨時理事会決議のうえ、三井住友海上火災保険株式会社を引き受け先として締結。

|参考|

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）

（役員等のために締結される保険契約）

第一百八条の三 一般社団法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、社員総会（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会）の決議によらなければならない。

2 第八十四条第一項、第九十二条第二項及び第一百十一条第三項の規定は、一般社団法人が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3 民法第一百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員等賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によってその内容が定められたときに限る。

